現　　行	改　　定
３　地 質 ・ 土 質 （ 港 湾 部 門 ）	３　地 質 ・ 土 質 （ 港 湾 部 門 ）
３－２　土質調査 ３－２－２ 準備 １．受注者は、陸上部における調査で地下埋設物が（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督職員に報告し関係機関と協議のうえ、現場立会い等を行い位置・規模・構造等を事前に確認するものとする。 ２．受注者は、調査目的に適合したボーリングマシン、ポンプ、サンプリング用具、原位置試験用具、検層用具及び材料を用なければならない。 ３．受注者は、真円回転で削孔できるボーリングマシン、ボーリングロッド、ケーシングパイプ等を用いなければならない。	３－２　土質調査 ３－２－２ 準備 １．受注者は、陸上部における調査で地下埋設物~~が~~（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督職員に報告し関係機関と協議のうえ、現場立会い等を行い位置・規模・構造等を事前に確認するものとする。 ２．受注者は、調査目的に適合したボーリングマシン、ポンプ、サンプリング用具、原位置試験用具、検層用具及び材料を用いなければならない。 ３．受注者は、地盤を乱さないように、真円回転で削孔できるボーリングマシン、ボーリングロッド、ケーシングパイプ等を用いなければならない。
３－２－６ 台船方式ボーリング 台船方式ボーリングは、４－２－５ボーリングを適用するものとする。	３－２－６ 台船方式ボーリング 台船方式ボーリングは、３－２－５ボーリングを適用するものとする。
３－２－７ 原位置試験 ７．観察試料の採取 （１）受注者は、観察成果を１ｍごとに採取しなければならない。	３－２－７ 原位置試験 ７．観察試料の採取 （１）受注者は、観察試料を１ｍごとに採取しなければならない。
３－２－８ 台船方式原位置試験 台船方式原位置試験は、４－２－７原位置試験を適用する。	３－２－８ 台船方式原位置試験 台船方式原位置試験は、３－２－７原位置試験を適用する。
３－２－９ 乱れの少ない試料採取 １．軟らかい粘性土の試料採取 （３）受注者は、シンウォールサンプリングを行う場合「表４－２－３ サンプリングチューブ諸元」及び「図４－２－１ サンプリングチューブ」に定める諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いなければならない。 ２．硬い粘性土、砂質土、砂の試料採取 （６）受注者は、その他のサンプラーによるサンプリングを行う場合、設計図書に定める材質及び諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用なければならない。 （７）受注者は、採取した硬い粘性土試料に１．軟らかい粘性土の試料採取(10)から(14)を適用し、取り扱わなければならない。 ただし、砂質土、砂試料について、設計図書の定めによるものとする。	３－２－９ 乱れの少ない試料採取 １．軟らかい粘性土の試料採取 （３）受注者は、シンウォールサンプリングを行う場合「表３－２－３ サンプリングチューブ諸元」及び「図３－２－１ サンプリングチューブ」に定める諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いなければならない。 ２．硬い粘性土、砂質土、砂の試料採取 （６）受注者は、その他のサンプラーによるサンプリングを行う場合、設計図書に定める材質及び諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いなければならない。 （７）受注者は、採取した硬い粘性土試料に１．軟らかい粘性土の試料採取(10)から(14)を適用し、取り扱わなければならない。 ただし、砂質土、砂試料については、設計図書の定めによるものとする。
３－２－10 岩盤試料採取 岩盤試料採取は、４－２－７原位置試験７．観察試料の採取を適用する。	３－２－10 岩盤試料採取 岩盤試料採取は、３－２－７原位置試験７．観察試料の採取を適用する。
３－２－12 成果 ２．成果 ・土層柱状図	３－２－12 成果 ２．成果 ・土質柱状図
記載無し	３－２－13　協議　報告 受注者は、特記仕様書の定めのある場合、調査職員と協議又は報告しなければならない。
３－２－13　照査	３－２－14　照査

現　　行	改　　定
３－３　音波探査 ３－３－２ 探査準備 探査準備は、４－２－２探査準備を適用する。 記載無し ３－３－７　照査	３－３　音波探査 ３－３－２ 探査準備 探査準備は、測量調査業務共通仕様書６－２－２測量準備を適用する。 ３－３－７　協議　報告 受注者は、特記仕様書の定めのある場合、調査職員と協議又は報告しなければならない。 ３－３－８　照査